

地方独立行政法人埼玉県立病院機構指名競争入札執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）の調達に係る指名競争入札（以下、「入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 入札参加者を指名するときは、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定し、なるべく5者以上を指名するものとする。

(指名及び入札の通知)

第3条 発注機関の長は、その入札に指名された旨、入札の対象、入札日時及び入札場所その他入札執行に関し必要な事項について、入札参加者あて簡易書留その他の方法により通知するものとする。

(設計図書等)

第4条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書その他入札金額の見積に必要な図書は、前条の通知（以下「通知」という。）と併せて発注機関又は法人本部のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。ただし、ホームページへの掲載が困難な図書（施設の安全や情報セキュリティを確保する上で公開すべきでない図書を含む。）は、希望者に郵送等により貸与又は配布することができる。この場合の貸与又は配布の方法は、通知において明示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、ホームページに掲載する。

(現場説明会)

第5条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

2 発注機関の長が、入札の執行上、現場の確認が必要と判断する場合は、通知において、現場の確認を認める旨及び現場の確認の方法等を明示するものとする。

(入札保証金)

第6条 入札保証金の納付及び減免については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第18条において準用する同規程第5条及び第6条の規定によるものとする。

2 入札保証金及び入札保証金に代わる担保は、入札終了後、請求に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保は還付しないものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、通知に定める期限までに、入札書を、書留郵便により発注機関

の長に提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、通知において再度入札を行うとされた場合には、初度入札分と実施する再度入札の回数分の入札書を提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、各回分の入札書を封入して封かんした上で、その封筒（以下「中封筒」という。）に初度入札又は再度入札の回数を明記しなければならない。
- 4 入札参加者は、初度入札と再度入札の回数分の中封筒を封入して封かんした上で、その封筒に、当該入札の開札日と入札件名を明記しなければならない。
- 5 入札参加者は、委任状（代理人により入札する場合に限る。）その他通知により入札書と同時に提出が必要とされた書類を入札書と併せて提出しなければならない。
- 6 発注機関の長は、第1項の規定にかかわらず、入札書及び前項の書類を持参により提出することを認めることができる。この場合においては、通知中に入札書を持参の方法により提出することができる旨及びその提出期限を定めなければならない。

（入札金額見積内訳書）

第8条 入札金額見積内訳書の提出を求める入札については、初度入札分の入札書とともに入札金額見積内訳書を提出する。

（開札の執行）

第9条 開札は、通知により示した日時及び場所において、発注機関の職員が執行する。

- 2 期日までに入札書を提出した者は、通知に示す期限までに書面で希望することにより、開札に立ち会うことができる。
- 3 前項の規定により立会いをする者がいないときは、発注機関の職員（開札を執行する職員を除く。）が開札に立ち会うものとする。

（入札参加者が1者である場合の取扱い）

第10条 入札参加者が1者であるときは、入札は執行しない。

- 2 前項の場合であっても、次の各号に掲げるときは、入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(1) 再度入札のとき

(2) 一般競争入札を行い不調不落となった入札を、指名競争入札に変更して行ったとき

（再度入札）

第11条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号に該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者

(3) 低入札価格調査を適用した場合（総合評価方式において適用した場合を含む。以下第12条第2項第2号において同じ。）において、次のいずれかに該当する者

ア 失格基準価格の100/110未満の価格の入札をした者

イ 調査基準価格の100/110未満で失格基準価格の100/110以上の価格の入札（失格基準価格を設定しない場合は調査基準価格の100/110未満の価格の入札）（以下「低入札価格調査対象入札」という。）をして、低入札価格調査を行った結果、落札者とされなかった者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。

(1) 初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。ただし、低入札価格調査を行った結果、当該低入札価格調査対象入札を行った者を落札者とせず、他に落札者がいない場合はこの限りでない。

(2) 再度入札に参加することができる者がいないとき

4 再度入札分の入札書が提出されていない者がいる場合、その入札参加者は辞退したものとみなす。

5 再度入札に至らなかった場合における再度入札分の入札書は、開封せずに発注機関の長が廃棄するものとし、提出者に還付しないものとする。第2項の規定により再度入札に参加できないとされた者から提出された再度入札分の入札書も同様とする。

6 第1項から第5項の規定は、2回目以降の再度入札の場合に準用する。この場合において、「初度入札」とあるのは「前回の再度入札」と、「再度入札」とあるのは「次の再度入札」と読み替えるものとする。

7 再度入札は、建設工事の請負及び業務委託にあっては3回、物品及び役務の調達にあっては1回まで行うことができる。

（不落時の取扱い）

第12条 通知に定めた回数の再度入札を行っても落札者がいないときは、随意契約を行うことができる。この場合において、随意契約の相手方とすることができるのは、最終の回の再度入札に参加し、かつ、有効な入札を行った者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の請負、業務委託のうち建設工事に関する委託に係る指名競争入札の場合にあっては、次の各号のいずれかに該当するときは、日時を改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札、又は一般競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札、又は一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

(1) 予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき。

(2) 低入札価格調査を適用した場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 入札書比較価格の制限の範囲内で失格基準価格の100/110以上の価格の入札がないとき。

イ 入札書比較価格の制限の範囲内で調査基準価格の100/110以上の価格の入札がなく、低入札価格調査対象入札があったが、当該入札をした者について低入札

価格調査を行った結果、落札者としなかったとき。

3 前項ただし書の規定による随意契約の相手方については、第1項の規定を準用する。

(入札の辞退)

第13条 入札の辞退は、入札書の提出期限までに辞退届（様式第14号）を提出することにより行う。

2 入札書提出後の辞退は認めない。

3 前項の規定にかかわらず、入札書を提出した後に他の入札を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事態が生じた場合に限り、入札書の提出後に辞退することができる。

4 法人は、入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第14条 前条第3項の規定により入札書を提出した後に辞退する場合を除き、入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第15条 発注機関の長は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難な時は、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 通知で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
- (4) 入札書と併せて入札金額見積内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 第13条第3項の規定により入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

- (12) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、その他通知に示す事項に反した者がした入札
(落札者の決定)

第17条 予定価格の100/110以下の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 2 前項ただし書のくじは、落札とすべき同額の入札をした者が第13条第2項の規定により立ち会っている場合はその者が、立ち会っていない場合には同条第3項の規定により立ち会っている職員がひくものとする。
- 3 最低制限価格を設定している入札にあつては、第1項の規定にかかわらず、予定価格の100/110以下、かつ、最低制限価格の100/110以上の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 4 低入札価格調査を適用した入札にあつては、第1項の規定にかかわらず、予定価格の100/110以下、かつ、失格基準価格の100/110以上の価格で入札した者のうち、低入札価格調査対象入札に係る低入札価格調査の結果、落札者とされなかった者を除き、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 5 総合評価方式を適用した入札にあつては、第1項及び第4項の規定にかかわらず、予定価格の100/110以下、かつ、失格基準価格の100/110以上の価格で入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。この場合の評価値の算出方法及び落札者の具体的な決定方法は、別途定めるところによる。
(落札者の決定の通知等)

第18条 発注機関の長は、落札者を決定したときは、速やかに落札者にその旨を通知するものとする。

- 2 発注機関の長は、落札者を決定したときは、遅滞なくホームページに、入札件名、入札参加者の名称、各回の入札金額及び落札者等の情報を掲載するものとする。
(契約保証金)

第19条 契約保証金の納付及び減免については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条第2項に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に変えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。

(契約の確定)

第20条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名（地方独立行政法人埼玉県立病院機構第46条第2項に規定する方法によるものに限る。）をしたときに確定する。

(消費税等の軽減税率の適用を受ける場合の読み替え)

第21条 消費税及び地方消費税の軽減税率の適用を受ける調達に係る一般競争入札の場合においては、第15条及び第21条中「100/110」とあるのは「100/108」と読み替えるものとする。

(埼玉県へ提出された委任状)

第22条 埼玉県建設工事等競争入札参加者名簿又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿への登載手続時に埼玉県に提出した委任状は、法人にも提出があったものとみなす。

(費用の負担)

第23条 入札に係る郵送等一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(理事会の議決を要する契約)

第24条 地方独立行政法人埼玉県立病院機構理事会規程の定めにより理事会の議決に付さなければならない契約は、理事会の議決後に本契約に切り替わる旨を記した仮契約書を取り交わすものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年9月10日までに通知したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに通知したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに通知したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年10月13日までに公告したものについては、
なお従前の例による。